

益城町保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱(令和7年3月25日告示第55号)

最終改正:

改正内容:令和7年3月25日告示第55号[令和7年4月1日]

○益城町保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱

令和7年3月25日告示第55号

益城町保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童解消のため、保育士の宿舎の借上げを行う保育施設を運営する事業者に対し、予算の範囲内において交付する益城町保育士宿舎借上支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、益城町補助金等交付規則(平成22年益城町規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設」とは、本町内に所在する事業所で次に該当するものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の規定により町長の認可を受けた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者(以下「補助金交付対象者」という。)は、保育施設を運営し、次条に規定する補助の対象となる保育士(以下「補助対象保育士」という。)を雇用するとともに、第5条に規定する補助の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)を借上げ、これに当該保育士を居住させている者とする。

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、補助金交付対象者の運営する保育施設に勤務する保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常勤保育士(1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者をいう。)であること。
- (2) 雇用を開始された日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者であること。
- (3) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。
- (4) 本人及び同居者が町内に住所を有すること。
- (5) 保育所等の施設長等の管理職務業務に従事しておらず、保育業務に専念していること。

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助金交付対象者が補助対象保育士の宿舎として借り上げ、補助対象保育士が現に居住している本町内に所在する施設とする。ただし、補助金交付対象者が所有する施設は、対象とならない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象保育士向け宿舎借上げに係る当該年度における費用で、賃借料、共益費(管理費)、礼金及び更新料(以下「賃借料等」という。)
- (2) その他町長が認めるもの

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、1戸当たり月額57,000円を限度とする。

2 補助金交付対象者が補助対象保育士から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除するものとする。

3 補助対象保育士を居住させている日数が1か月に満たない場合は、日割り計算するものとし、日割り計算した額(小数点以下を切り捨てるものとする。)と補助金交付対象者が支払った賃借料等の額のうち低い額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、益城町保育士宿舎借上支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 益城町保育士宿舎借上支援事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 不動産賃貸借契約書(写し)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 保育士負担額確認書(別記第4号様式)
- (5) 補助対象保育士の雇用証明書(別記第5号様式)
- (6) 住民基本台帳の確認に係る同意書(別記第6号様式)
- (7) 補助対象保育士の保育士証(写し)

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条に掲げる書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、益城町保育士宿舎借上支援事業補助金交付決定通知書(別記第7号様式)により、申請者へ通知するものとする。

2 町長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（事業内容の変更）

第10条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金交付変更承認申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（1）交付申請額が変更となる積算根拠書類

（2）その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金交付変更承認決定通知書（別記第10号様式）により、交付決定者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金実績報告書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）益城町保育士宿舍借上支援事業実績内訳書（別記第12号様式）

（2）不動産賃貸借契約書（写し）

（3）収支決算書（別記第13号様式）

（4）補助対象保育士の雇用証明書（別記第5号様式）

（5）補助対象保育士の給与明細書（写し）

（6）物件借上げに係る経費支払書（領収書等写し）

（7）その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定者に対し、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金確定通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による確定通知を受けた者は、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金請求書（別記第15号様式）により、町長に補助金を請求しなければならない。

（概算払）

第14条 町長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第9条の規定による交付決定に係る金額の2分の1を超えない範囲で、概算払により補助金を交付することができる。

2 交付決定者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、益城町保育士宿舍借上支援事業補助金概算交付請求書（別記第16号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金実績報告書によりその内容を審査し、第8条若しくは第10条の規定による申請書の内容と適合しないとき、又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（書類保存）

第16条 交付決定者は、この補助金に関係する書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
